

第62期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時

開催場所

和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階
ルグラン

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。

議決権行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後6時まで

目次

第62期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件	
事業報告	22
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

株 主 各 位

和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社 **サイバーリンクス**
代表取締役社長 東 直 樹

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の URL にアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.cyber-l.co.jp/ir/stock/meeting/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2026年3月26日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。）

2. 場 所 和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグラン
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- ◎報告事項
1. 第62期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第62期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

◎決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに行使してください。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(2) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
 - 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した対象書類の一部であります。
 - 企業集団の現況に関する事項 主要な事業内容、従業員の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、主要な事業所、主要な借入先
 - 会社の株式に関する事項
 - 会社の新株予約権等に関する事項
 - 会社役員に関する事項 責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要、社外役員に関する事項
 - 会計監査人に関する事項
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合

インターネットにより議決権を行使される方へ

次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、ご行使ください。



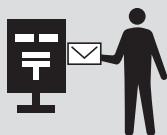
行使期限 2026年3月26日（木曜日）午後6時受付分まで有効

※インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

※今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。なお、パスワードは一定回数以上間違えますとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従ってお手続きください。

※インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

書面により議決権を行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限 2026年3月26日（木曜日）午後6時到着分まで有効

■ 株主総会にご出席される場合

当日出席される方へ



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
(午前9時15分より受付開始予定)

※資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

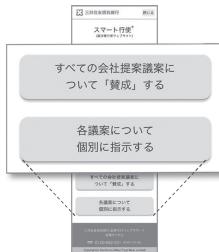
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

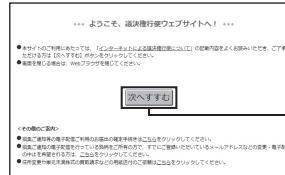
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

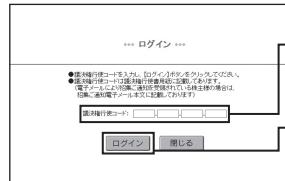
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

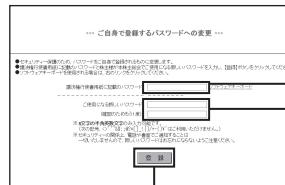
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第62期期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、及び配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき30円00銭 総額 332,274,810円
3	剰余金の配当が効力を生ずる日	2026年3月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）11名が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	村上 恒夫 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役会長	17回/17回 (100.0%)
2	東 直樹 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長	17回/17回 (100.0%)
3	水間 乙允 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 最高情報責任者 (CIO) 公共クラウド事業部担当 第3のトラスト事業室担当	17回/17回 (100.0%)
4	松山 浩士 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 流通クラウド事業担当 兼 流通クラウド事業本部 事業本部長 CWSO (Chief Work Smart Officer)	17回/17回 (100.0%)
5	中越 康之 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 流通クラウド事業担当 兼 流通クラウド事業本部 副事業本部長	12回/13回 (92.3%)
6	鳥居 孝行 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 総合管理部長	12回/13回 (92.3%)
7	比嘉 克久 <input type="checkbox"/> 新任	執行役員 公共クラウド事業部長	一回/一回 (一%)
8	盛田 義次 <input type="checkbox"/> 再任	取締役	17回/17回 (100.0%)
9	本間 英明 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役	17回/17回 (100.0%)
10	内田 善彦 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役	17回/17回 (100.0%)
11	下 宏 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役	12回/12回 (100.0%)

候補者番号

1

むら かみ

村上

つね お

恒夫

(1947年11月13日生)

再任

所有する当社の株式数

100,089株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年10月 当社 専務取締役

1990年4月 当社 代表取締役専務

1993年11月 当社 代表取締役社長

2019年10月 ㈱南大阪電子計算センター 取締役 (現任)

2022年7月 ㈱シナジー 取締役 (現任)

2024年3月 当社 代表取締役会長 (現任)

(重要な兼職の状況)

㈱南大阪電子計算センター 取締役

㈱シナジー 取締役

取締役候補者とした理由

村上恒夫氏は、当社の代表取締役就任後、長年にわたり優れたリーダーシップを発揮し、当社事業の成長を牽引してまいりました。経営者としての豊富な経験を活かして当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

ひがし

東

なお き

直樹

(1956年4月11日生)

再任

所有する当社の株式数

33,523株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年11月 ㈱近畿中部レジホンセンター (現㈱サイバーリンクス) 入社

1997年6月 同社 取締役システム開発部長

2000年1月 当社 取締役リテイルネットワーク部長

2003年4月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長

2012年3月 当社 常務取締役リテイルネットワーク事業部長

2012年4月 当社 常務取締役

2019年10月 ㈱南大阪電子計算センター 取締役 (現任)

2022年7月 ㈱シナジー 取締役 (現任)

2024年3月 当社 代表取締役社長 (現任)

(重要な兼職の状況)

㈱南大阪電子計算センター 取締役

㈱シナジー 取締役

取締役候補者とした理由

東直樹氏は、入社以来、流通クラウド事業及び官公庁クラウド事業を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有しております。2024年3月に代表取締役に就任後は経営戦略の立案、実行にリーダーシップを発揮し、当社事業の成長を牽引し、その職責を果たしております。今後も当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

みず ま いた のぶ
水間 乙允

(1961年10月4日生)

再任

所有する当社の株式数
35,612株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	(株)インアンドイン入社	2008年1月	当社 事業推進本部副本部長
1986年4月	同社 退社	2012年4月	当社 執行役員最高情報責任者 (CIO)
1991年3月	ナード(株)設立 取締役	2023年3月	当社 取締役 最高情報責任者 (CIO) (現任)
2000年12月	同社 取締役 退任	2024年4月	(株)南大阪電子計算センター 取締役 (現任)
2001年1月	当社 入社 リテイルネットワーク部担当部長		(株)シナジー 取締役 (現任)
2005年5月	当社 技術統括室長		

(重要な兼職の状況)

(株)南大阪電子計算センター 取締役
(株)シナジー 取締役

取締役候補者とした理由

水間乙允氏は、ブロックチェーン・分散型ID基盤を含めたIT技術に精通しており、取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

まつ やま こう じ
松山 浩士

(1969年1月27日生)

再任

所有する当社の株式数
8,301株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年3月	住友金属システム開発(株) (現キヤノンITソリューションズ(株)) 入社	2019年1月	当社 流通クラウド事業部 流通サービス本部 本部長
2002年3月	同社 退社	2020年4月	当社 流通クラウド事業本部 副事業本部長
2002年4月	NECシステムテクノロジー(株) (現NECソリューションイノベータ(株)) 入社	2021年4月	当社 執行役員 流通クラウド事業本部 副事業本部長
2002年9月	同社 退社	2024年3月	当社 取締役 流通クラウド事業本部 事業本部長 (現任)
2003年10月	当社 入社		
2013年1月	当社 クラウド基盤管理室 事業室長		

(重要な兼職の状況)

該当事項なし

取締役候補者とした理由

松山浩士氏は、流通クラウド分野及びIT技術に精通しており、取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

なか ごし

中越

やす ゆき

康之

(1965年2月21日生)

再任

所有する当社の株式数

7,365株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	(株)紀陽銀行 入行	2020年1月	当社 リテイル事業部長
2005年3月	同行 退行	2022年4月	当社 執行役員 リテイル事業部長
2005年4月	(株)ピクセラ 入社	2024年4月	当社 執行役員 流通クラウド事業本部 副事業本部長 兼 リテイル事業部長
2005年8月	(株)ピアレックス・テクノロジーズ 取締役	2025年1月	当社 執行役員 流通クラウド事業本部 副事業本部長
2009年11月	(株)ピクセラ 退社	2025年3月	当社 取締役 流通クラウド事業本部 副事業本部長 (現任)
2009年12月	当社 入社 リテイルネットワーク事業部営業本部 課長		
2012年7月	当社 リテイルネットワーク事業部営業部 部長		

(重要な兼職の状況)

該当事項なし

取締役候補者とした理由

中越康之氏は、入社以来、流通クラウド分野を担当し、同分野における豊富な知識・経験を有しており、取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

とり い

鳥居

たか ゆき

孝行

(1972年2月21日生)

再任

所有する当社の株式数

22,165株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	(株)紀陽銀行 入行	2012年4月	当社 総管理部長
2000年3月	当社へ出向	2022年4月	当社 執行役員 総管理部長
2003年2月	当社 総管理部 経営企画室長	2022年7月	(株)シナジー 監査役 (現任)
2003年7月	(株)紀陽銀行 退行	2023年3月	(株)南大阪電子計算センター 監査役 (現任)
2003年8月	当社 入社	2025年3月	当社 取締役 総管理部長 (現任)
2008年1月	当社 総管理部 総務企画課 課長		
2011年4月	当社 総管理部 部長代理		

(重要な兼職の状況)

(株)南大阪電子計算センター 監査役
(株)シナジー 監査役

取締役候補者とした理由

鳥居孝行氏は、入社以来、管理部門を担当し、同分野における豊富な知識・経験を有しており、取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

ひ か

比嘉

かつ ひさ

克久

(1969年6月15日生)

新任

所有する当社の株式数

2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年10月 ㈱明電システム 入社

1993年8月 同社 退社

1993年10月 当社 入社

2004年4月 当社 通信システム事業部 営業課 課長

2017年1月 当社 公共クラウド事業部 公共営業部 部長

2021年1月 当社 公共クラウド事業部長

2022年4月 当社 執行役員 公共クラウド事業部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

該当事項なし

取締役候補者とした理由

比嘉克久氏は、新任の取締役候補者であります。同氏は、入社以来、公共クラウド事業を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有しております。同氏はリーダーシップを発揮し担当分野をけん引してきたことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

8

もり た

盛田

よし つぐ

義次

(1956年12月20日生)

再任

所有する当社の株式数

21,317株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 ㈱南大阪電子計算センター 入社

2016年12月 同社 取締役

2018年12月 同社 常務取締役

2021年12月 同社 取締役副社長

2022年12月 同社 代表取締役社長 (現任)

2023年3月 当社 取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

㈱南大阪電子計算センター 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

盛田義次氏は、長年にわたり株式会社南大阪電子計算センターの取締役を務められ、同社の事業拡大に貢献してまいりました。官公庁クラウド事業における豊富な知識・経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

9

ほん ま

本間

ひで あき

英明

(1957年11月24日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

— 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年2月	本間英明土地家屋調査士事務所開設	2017年7月	(株)中央グループ 取締役
1985年11月	(株)中央調査設計 取締役社長	2017年11月	(株)中央グループ 代表取締役会長 (現任)
2004年7月	(株)アイディーユー総合事務所 (現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン) 代表取締役	2018年4月	(株)ネグプラン (現(株)中央グループ) 取締役
2007年4月	(株)エスクロー・エージェント・ジャパン 代表取締役社長	2021年5月	(株)エスクロー・エージェント・ジャパン 代表取締役会長 (現任)
2009年5月	(株)中央グループホールディングス 代表取締役会長	2023年3月	当社 取締役 (現任)
2014年5月	(株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト (現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託) 取締役 (現任)	2024年2月	(株)中央プランニング 代表取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

(株)エスクロー・エージェント・ジャパン 代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

本間英明氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたり株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの取締役を務められ、豊富な経営経験を有しております。また当社トラスト事業がターゲットとしている不動産業界に関する豊富な経験・知識を有しており、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

10

うちだ

内田

よしひこ

善彦

(1968年5月17日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

— 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	日本銀行 入行	2020年4月	同研究科 特任教授
2004年7月	同行金融研究所 企画役	2023年5月	日本銀行 退行
2005年4月	大阪大学大学院経済学研究科 助教授	2023年6月	周南公立大学福祉情報学部 教授
2014年7月	金融庁監督局 監督企画官	2024年3月	当社 取締役 (現任)
2017年8月	東京大学公共政策大学院 教授	2024年4月	周南公立大学情報科学部 教授 (現任)
2019年10月	東京大学大学院総合文化研究科 教授		

(重要な兼職の状況)

周南公立大学情報科学部 教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田善彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、日本銀行、金融庁における豊富な経験を有しており、また大学では、リスク管理、ブロックチェーン、電子証明書に関する研究をされ当該分野における深い知見を有しております。トラスト事業の展開をはじめとする当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

11

しも

下

ひろし

宏

(1946年7月1日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

— 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年4月	和歌山県庁 入庁	2003年4月	和歌山県海草振興局長
1988年4月	新宮保健所 総務課長	2005年4月	和歌山県商工労働部長
1991年4月	新宮土木事務所 総務管理課長	2007年3月	和歌山県庁 退職
1994年4月	東牟婁県事務所 総務課長	2007年5月	新宮商工会議所専務理事
1996年4月	和歌山県企画部 地域振興課副課長	2009年4月	和歌山県副知事
1998年4月	和歌山県企画部 地域振興課長	2025年3月	和歌山県副知事 退任
2001年4月	和歌山県広報室長	2025年4月	当社 取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

該当事項なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

下宏氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、行政における長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、官公庁クラウド事業の展開をはじめとする当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 本間英明氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
3. 内田善彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 下宏氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、本間英明氏、内田善彦氏及び下宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、本間英明氏、内田善彦氏及び下宏氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
7. 本間英明氏、内田善彦氏及び下宏氏は、当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。
当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。
9. 各候補者の所有する当社株式の数は、2025年12月31日現在のものであります。
10. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「2. (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

サイバーリンクスグループの中期経営計画の実現に向け、取締役会が特に備えるべき分野を定義しております。

第2号議案が承認可決された場合における、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	企業経営 経営戦略	事業・ 業界経験	テクノロ ジー	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス	ガバナンス
村上恒夫	代表取締役会長	○	○	○			○
東直樹	代表取締役社長	○	○				○
水間乙允	取締役		○	○			○
松山浩士	取締役		○	○			
中越康之	取締役		○				
鳥居孝行	取締役				○	○	○
比嘉克久	取締役		○				
盛田義次	取締役	○	○				○
本間英明	取締役 (社外)	○	○				○
内田善彦	取締役 (社外)		○	○			
下宏	取締役 (社外)		○				
森本鉄平	取締役 (社外・監査等委員)				○		
山崎和典	取締役 (社外・監査等委員)		○				
宮内宏	取締役 (社外・監査等委員)					○	

(注) 上記一覧表は、各取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

【ご参考】社外取締役の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

- A. 当社グループの取引先であって、当該取引先の事業年度における年間売上高の2%を超える金額の支払を当社から受けた者又はその業務執行取締役、執行役、執行役員、従業員（以下、これらを「業務執行者」という。）
- B. 当社グループの取引先であって、当社の事業年度における売上高の2%を超える金額を当社に対して支払った者又はその業務執行者
- C. 当社グループの借入額が当社の事業年度における総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- D. 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上（当社の1事業年度につき）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- E. 当社議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者
- F. 過去2年間においてAからEまでのいずれかに該当していた者
- G. 次の（a）から（d）までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - （a）AからFまでに掲げる者（但し、役職者でない従業員を除く）
 - （b）当社の子会社の業務執行者
 - （c）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （d）過去2年間において（b）、（c）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消しすることができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

た なか よし ひろ
田中 祥博 (1959年5月21日生)

所有する当社の株式数
— 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	弁護士登録	2015年6月	(株)鶴見製作所 社外監査役
1996年4月	田中祥博法律事務所 開業 (現任)	2016年6月	(株)鶴見製作所 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2012年3月	和歌山県労働委員会 公益委員 (会長代理)	2024年4月	和歌山県労働委員会 会長 (現任)

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中祥博氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 田中祥博氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、会社法をはじめとする企業法務に精通していることから、かかる知見に期待し、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 田中祥博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は、当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。
5. 田中祥博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。田中祥博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において、年額250,000千円以内（内、社外取締役分は30,000千円以内）としてご承認をいただき、今日に至っておりますが、その後の取締役の増員及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300,000千円以内（内、社外取締役分は30,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

また、当社は、事業報告34頁から35頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において、年額30,000千円以内としてご承認をいただき、今日に至っておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額40,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。

また、当社は、事業報告34頁から35頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年3月30日開催の当社第57期定時株主総会において、年額250,000千円以内（内、社外取締役分は30,000千円以内で使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、また、2022年3月29日開催の当社第58期定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額20,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年50,000株以内の範囲で割り当てることについてご承認をいただいております。

今般、当社は、対象取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、また対象取締役の員数の増加を勘案して、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額35,000千円以内に変更いたしたいと存じます。

当社は、事業報告34頁から35頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

また、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.44%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.4%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役3名）であり、対象取締役は7名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等

として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任（監査等委員である取締役に就任した場合も含む。以下同じ。）する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

事業報告

〔2025年1月1日から〕
〔2025年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しております。先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があります。

当社グループがサービスを提供する市場におきましては、人口減少等の社会構造の変化や、コロナ禍を契機に加速した働き方の多様化などを背景にDX（注）やデジタル化に向けた投資需要は高まり続けております。

流通食品小売業においては、物価高の影響により、消費者の「節約志向」「買い控え傾向」が根強く続いております。さらに、仕入価格や光熱費、物流費、人件費の上昇等、コスト面での負担も重なり厳しい経営環境が続いております。中長期的には、人口減少に伴い、市場の縮小や、事業を担う人材の不足の深刻化が懸念されることに加え、業界内でのM&Aの活発化や、異業種からの参入による業界の垣根を越えた競争の激化などが想定されます。このように厳しさを増す経営環境を打開するには、DXの推進等による店舗運営の効率化や、卸売業・製造業との連携によるサプライチェーンの最適化等、生産性向上に向けた取組を進めることが不可欠であります。足元では、企業間の垣根を越えた物流の効率化に向けた取組が進むなど、非競争領域における協業やリソースの共同利用の考え方が着実に広がりを見せております。

官公庁においては、総務省から示されている「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、原則として2026年3月までにガバメントクラウド（注）を活用した標準準拠システムへの移行が進められており、官公庁および自治体におけるDXの本格的な展開が期待されます。また、マイナンバーカードと健康保険証・運転免許証との一体化をはじめとするマイナンバーカードの利用促進や行政手続の簡素化など、住民サービスの向上と行政の効率化に向けた取組も進展しております。

また、上記のように、商取引、行政手続など、あらゆる場面においてDXが推進される中、紙・対面に基づく様々なやりとりをサイバー空間において実現するためのデータ流通基盤となる「トラストサービス」へのニーズが飛躍的に高まっており、簡易かつ信頼性の高い

サービスへの需要が今後拡大していくと考えられます。

携帯電話販売市場においては、端末の高価格化等による買い替えサイクルの長期化、オンラインショップでの販売や中古端末の流通拡大により、店頭での販売台数が減少傾向にあり、店舗数・店舗規模について、NTTドコモよりマーケットに合わせた戦略的な出店、効率化の方針が示されております。一方で、2026年3月に予定されている3Gサービス終了に伴う端末買い替え需要が拡大しております。

このような状況のもと、「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」をブランドコンセプトに、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質かつ高機能なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。

また、当社は、Work Smart「一人ひとりが主役～健康で生き活きと働きがいのある職場づくり～」をビジョンに掲げ、2025年度は最大9.0%（全社平均3.9%）となる給与水準の引き上げを実施いたしました。今後も持続的な待遇向上をはじめ、人的資本投資を進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高18,136百万円（前期比14.3%増）、営業利益1,846百万円（前期比47.0%増）、経常利益1,857百万円（前期比46.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,303百万円（前期比60.1%増）となり、過去最高業績を達成いたしました。

また、当社グループが経営上の重要指標と位置づける定常収入（注）は、サービス提供の拡大等により608百万円増加し、8,734百万円（前期比7.5%増）となり、順調に推移しました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

■流通クラウド事業

流通クラウド事業におきましては、小売業向けEDIサービス「BXNOAH」や、卸売業向けEDIサービス「クラウドEDI-Platform」等の普及拡大による定常収入の増加、「@rms V6」の導入作業の進行に伴う売上の増加、各種サービス料金を改定したことによる売上の増加等により、増収となりました。一方、給与水準の引き上げや採用に伴う労務費・人件費の増加、「@rms V6」の開発に係るソフトウェア償却費の増加等により減益となりました。

具体的には、中大規模顧客向けの新バージョン「@rms V6」が、2025年3月に1社（既存顧客におけるバージョンV3からの切替）、同年4月に1社（新規顧客）稼働いたしました。また、導入及び開発の強化に向けた人材採用を実施し、体制強化を図りました。

小売業向け生鮮発注システム「せんどねっとV2」については、生鮮EDIに対する市場の需要が高まっており、豊富な導入実績を有する当社サービスへの引き合いが増加しております。こうした市場環境の変化を的確に捉えた営業展開の推進も奏功し、大手スーパーマーケット等複数の顧客での稼働が開始したほか、新規受注の獲得も順調に進展いたしました。

卸売業向けEDIサービス「クラウドEDI-Platform」については、他社サービスと当社サービスを併用していた大手顧客において当社サービスへの完全移行が完了するなど、シェア拡大を進めました。

さらに、「C2Platform」の商談支援サービスについては、一般社団法人日本加工食品卸協会がメーカー・卸売業間における商談業務の標準化推進を目的に新たに構築した商談支援システム「N-Sickle」のエンジンとして2024年12月に稼働を開始しており、卸売業界向けへの展開に向けた取組を進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は5,301百万円（前期比8.1%増）、セグメント利益（経常利益）は778百万円（前期比7.1%減）となりました。

■官公庁クラウド事業

官公庁クラウド事業におきましては、自治体における基幹システムの統一・標準化関連案件、文書管理システム、防災行政無線工事、ネットワーク工事等の各種案件の進行により増収、増益となりました。

自治体DX関連サービスに関しましては、各サービスの全国展開に向けた取組を推進いたしました。文書管理システム「ActiveCity」について、複数の団体において稼働を開始し、それに伴い定常収入が増加いたしました。加えて、営業活動にも注力し、大田区や船橋市など大型案件を含む多くの受注を獲得いたしました。さらに、文書検索の大幅な効率化を図るため、AI技術を持つ企業を取得しました。

また、2025年3月より、電子認証サービス「マイナサイン」が東京都町田市の運用する図書館情報システムとの連携を開始し、オンライン窓口「みんなの窓口」が奈良市で稼働を開始しました。

さらに、2025年7月開催の展示会（自治体DX展）に出展し、今後のさらなるサービス展開に向けた取組にも注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は8,477百万円（前期比24.3%増）、セグメント利益（経常利益）は1,202百万円（前期比135.9%増）となりました。

■トラスト事業

トラスト事業におきましては、デジタル証明書発行サービス「CloudCerts」のサービス提供拡大や受託開発案件の進行により増収となり、赤字幅は縮小いたしました。

「CloudCerts」については、新規顧客によるデジタル証明書の発行が開始されたほか、同サービスで発行したデジタル学生証が沖縄県内における一部の公共交通機関の通学証明書として利用可能となるなど、ユースケースの拡大も進展いたしました。

また、官公庁クラウド事業と連携した自治体向け市場の開拓を進め、和歌山県内の高等学校向けeスポーツ大会の大会公式認定証や、同県内で開催された子ども向けプログラミングコミュニティの会員証に「CloudCerts」が採用されました。

さらに、2025年4月開催の展示会（Japan DX Week）に出展し、新規受注の獲得、案件創出などの営業活動に注力しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は147百万円（前期比82.3%増）、セグメント損失（経常損失）は61百万円（前期はセグメント損失81百万円）となりました。

■モバイルネットワーク事業

モバイルネットワーク事業におきましては、NTTドコモが定めるインセンティブ体系の変更に対応して各指標の目標達成に注力し、増収、増益となりました。また、2026年3月に控えている3Gサービスの終了に伴い、端末の買い替えが拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,209百万円（前期比3.6%増）、セグメント利益（経常利益）は377百万円（前期比40.8%増）となりました。

(注) 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）：

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

ガバメントクラウド：

政府共通のクラウドサービスの利用環境。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とするもの。

定常収入：

情報処理料や保守料等の継続的に得られる収入で、安定収益の拡大を目指す当社グループ独自の管理指標のこと。

企業集団のセグメント別売上高

期 別 セグメント別	第61期 〔自 2024年1月1日〕 〔至 2024年12月31日〕		第62期（当連結会計年度） 〔自 2025年1月1日〕 〔至 2025年12月31日〕		前期対比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
流通クラウド事業	4,902	30.9	5,301	29.2	108.1
官公庁クラウド事業	6,822	43.0	8,477	46.7	124.3
トラスト事業	81	0.5	147	0.8	182.3
モバイルネットワーク事業	4,064	25.6	4,209	23.2	103.6
合 計	15,870	100.0	18,136	100.0	114.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,175百万円となり、その主なものは流通食品小売向け基幹業務クラウドサービスに関するソフトウェアの取得及び機能追加の開発のほか、仮想環境機器、ドコモショップ店舗の不動産等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの所要資金は、自己資金及び銀行借入金をもって充てたしました。

(4) 事業の譲渡等の状況

①事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

②他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年11月28日付で、株式会社イクシーズラボの全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

なお、2025年12月1日付で当社の完全子会社である株式会社シナジーが同社を吸収合併いたしました。

(5) 対処すべき課題

コロナ禍を契機に多様化した生活様式や働き方が定着し、さらにA Iの急速な普及により、社会全体のデジタル化は一層加速しております。あらゆる産業で新たなビジネスモデルの展開が進み、企業は競争力の維持・強化に向けて、DXを強力に推進しております。特にクラウドサービスやA I関連分野への投資需要は高水準で推移しております。また、官公庁・自治体においても、総務省が示している「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を背景に、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、

AIの活用等が推進され、生産性向上や業務効率化に向けた投資が継続するものとみられます。一方、労働市場では、DXの進展に伴いデジタル人材の需要が高まり続けており、情報サービス業界においても優秀な人材の確保や育成などが課題となっております。こうした状況に対応するため、当社グループでは、働きがいのある職場環境の整備や、AIの積極活用による業務効率や開発効率の向上、業務フローの自動化による運用の省人化などの取組を推進してまいります。

このような経営環境のもと、当社グループは、新たに策定した2030年度を最終年度とする「中期経営計画（2026年度～2030年度）」に基づき、「LINK Smart ～もたず、つながる時代へ～」というブランドコンセプトのもと、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの充実と積極的な展開を図りつつ、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 安心、安全なクラウドサービスの提供

ITは幅広く経済活動を支える情報基盤であり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社グループのクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識しております。近年深刻化しているサイバー攻撃等の脅威に対しては、CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置し、継続的な監視体制やセキュリティ対策の強化に取り組んでおります。また、自然災害に対しては、発災時におけるシステム復旧体制の構築、テレワーク活用による運用・開発体制の分散化、クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理の強化、オフィス立地の見直し等により、安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

② クラウドサービスの拡充

当社グループは、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

また、当社グループのサービスの提供を通じて、顧客における生産性向上の実現に取り組んでまいります。

③ I T技術の蓄積・応用

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、A I等の先進的なI T技術を積極的に活用し、開発効率の向上と提供価値の最大化を同時に推進することが重要であると認識しております。当社グループは、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのI T技術の蓄積・応用に取り組んでまいります。

④ 人材の確保及び育成

当社グループの事業が継続して成長していくためには、次世代を担う優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。少子高齢化による労働力人口の減少や、価値観の多様化等により、今後ますます人材確保が難しくなる中、認知度向上施策の実施等による採用力の強化や、多様な働き方への対応、また、待遇面の向上に努めるとともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

⑤ 豊かに、効率よく働ける環境づくり

従業員一人ひとりが能力と熱意を最大限に発揮することが、事業の健全な成長に不可欠であると考えております。Work Smart「一人ひとりが主役 ～健康で生き生きと働きがいのある職場づくり～」をビジョンに、豊かに、効率よく働ける環境の実現に向けて、人事制度の刷新等を進めてまいります。具体的には、キャリアパスに沿った階層別体系や、戦略的に育てる教育体系の整備、積極的なA Iの活用による生産性向上等に取り組んでまいります。また、テレワークが定着する中で顕在化してきた会社への帰属意識の醸成等の課題にも対応してまいります。

⑥ 資本コストや株価を意識した経営の実現へ向けた対応

当社グループは、「効率的に稼ぐ力の底上げ」と「将来への期待の醸成」により企業価値向上を図る必要性を認識しております。財務の健全性に配慮しつつ、株主資本コストを上回るR O Eを追求し、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

⑦ グループ連携の強化

当社グループ企業との相乗効果を発揮するため、営業面、技術面での連携や人事交流を推進し、事業拡大に努めてまいります。また、データセンターや業務システム等の社内インフラの共通化により、コストの最適化やコミュニケーションの円滑化を図ってまいります。

当社グループ企業に対するマネジメントにつきましては、取締役及び監査役の派遣を行うなど、経営全般を支援してまいります。

⑧ 内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

⑨ サステナビリティへの取組

当社は、「気高く、強く、一筋に ～皆で創り出す仕事を通じて社会の発展に貢献を～」を経営理念として掲げ、事業に取り組んでおります。この経営理念に基づき、当社の提供する情報技術やサービスを通じて、すべてのステークホルダーの皆様とともに、持続可能な社会の実現に貢献し続ける企業を目指しております。当社は、優先的に取り組むべき課題として、環境、社会、ガバナンスの観点から、以下のとおり、7つの「重要課題（マテリアリティ）」を設定し、取組を推進してまいります。

環境	地球環境への貢献
	豊かな食文化を守り、発展させる
社会	デジタル化の推進で効率的で豊かな社会
	文化と教育を通じて、子どもたちの未来を育む
	健康で生き活きと働きがいのある職場づくり
	持続可能な安心・安全社会を実現
ガバナンス	ガバナンス機能の強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

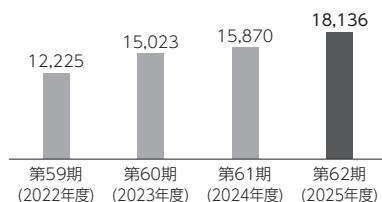
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第59期 2022年12月期	第60期 2023年12月期	第61期 2024年12月期	第62期(当連結会計年度) 2025年12月期
売 上 高 (百万円)		12,225	15,023	15,870	18,136
経 常 利 益 (百万円)		1,141	1,062	1,266	1,857
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		909	445	814	1,303
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		87.35	39.95	72.95	117.24
総 資 産 (百万円)		12,746	13,053	13,551	15,791
純 資 産 (百万円)		7,101	7,427	8,139	9,143
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		632.46	659.67	719.97	814.79

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
3. 第60期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第59期の総資産について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

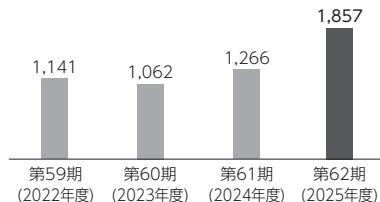
売上高

(単位：百万円)



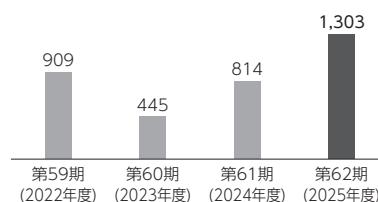
経常利益

(単位：百万円)



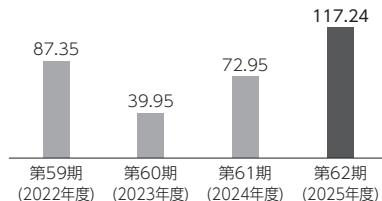
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



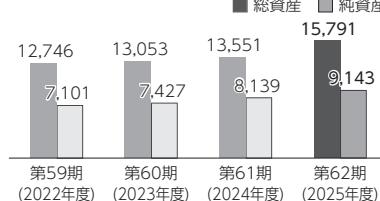
1株当たり当期純利益

(単位：円)



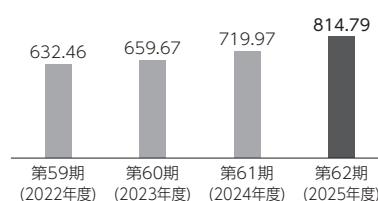
総資産／純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第59期 2022年12月期	第60期 2023年12月期	第61期 2024年12月期	第62期(当事業年度) 2025年12月期
売 上 高 (百万円)		9,593	11,275	11,891	13,511
経 常 利 益 (百万円)		963	887	1,345	1,208
当 期 純 利 益 (百万円)		692	474	993	845
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		66.44	42.60	89.01	76.06
総 資 産 (百万円)		12,094	12,571	13,506	15,044
純 資 産 (百万円)		7,724	8,080	8,971	9,516
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		688.54	718.16	794.39	848.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社南大阪電子計算センター	80百万円	100%	自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング、電子カルテ・医療事務システムの販売、設計、開発、導入支援
株式会社シナジー	80百万円	100%	文書管理システム等の自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	村 上 恒 夫	株式会社南大阪電子計算センター 取締役 株式会社シナジー 取締役
代表取締役社長	東 直 樹	株式会社南大阪電子計算センター 取締役 株式会社シナジー 取締役
常 務 取 締 役	湯 川 隆 志	モバイルネットワーク事業部担当
取 締 役	水 間 乙 允	最高情報責任者 (CIO) 公共クラウド事業部担当 第3のトラスト事業室担当 株式会社南大阪電子計算センター 取締役 株式会社シナジー 取締役
取 締 役	松 山 浩 士	流通クラウド事業担当 兼 流通クラウド事業本部 事業本部長 CWSO (Chief Work Smart Officer)
取 締 役	中 越 康 之	流通クラウド事業担当 兼 流通クラウド事業本部 副事業本部長
取 締 役	鳥 居 孝 行	総合管理部長 株式会社南大阪電子計算センター 監査役 株式会社シナジー 監査役
取 締 役	盛 田 義 次	株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役社長
取 締 役	本 間 英 明	株式会社エスフロー・エージェント・ジャパン 代表取締役会長
取 締 役	内 田 善 彦	周南公立大学情報科学部 教授
取 締 役	下 宏	
取 締 役 (監査等委員)	森 本 鉄 平	税理士法人エムズ会計 社員 公認会計士森本鉄平事務所 所長 ライオンケミカル株式会社 取締役
取 締 役 (監査等委員)	山 崎 和 典	
取 締 役 (監査等委員)	宮 内 宏	宮内・水町IT法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 本間英明氏、内田善彦氏、下宏氏、森本鉄平氏、山崎和典氏及び宮内宏氏は、社外取締役であります。
2. 森本鉄平氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査・会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

3. 宮内宏氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、本間英明氏、内田善彦氏、下宏氏、森本鉄平氏、山崎和典氏及び宮内宏氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、内部監査室とも連携を行い内部統制システムを通じた組織的監査を実施することで、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役の報酬等の額等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等に関する方針と手続は以下のとおりであります。

【役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定方法】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額又はその算定方法の決定方針については、指名・報酬委員会の答申を受けた上で、取締役会の決議により、監査等委員である取締役報酬等の額の決定方針については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【役員報酬等の基本的な考え方】

当社の役員報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することとしております。

【役員報酬等の内容】

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬

固定報酬（基本報酬）及び賞与、非金銭報酬（譲渡制限付株式）で構成する。ただし、社外取締役、非業務執行取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内、譲渡制限付株式の総額は株主総会が決定した譲渡制限付株式総額の限度内とする。

（基本報酬及び賞与）

基本報酬は、月次で支給するものとし、他社水準を参考として、業績、役割や責務を勘案して決定する。賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、役位を勘案して評価配分を決定し、原則一定の時期に支給する。

なお、各取締役の基本報酬及び賞与の額は、指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得たのち、取締役会で決議する。

（譲渡制限付株式）

譲渡制限付株式は、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、原則として各取締役の在任中に毎年1回当社株式を割り当てる。各取締役の割当数は、「株式報酬規程」に基づき取締役会にて決定する。譲渡制限付株式数計算の基準額は、譲渡制限付株式割当決議時の各取締役の報酬額に当該規程に定める比率を乗じて算定する。このため、基本報酬及び賞与と譲渡制限付株式の割合は変動するものとする。

なお、譲渡制限付株式の割当比率を定める「株式報酬規程」の改訂については、指名・報酬委員会の審議を踏まえ、取締役会にて決定する。

- ・監査等委員である取締役報酬

基本報酬のみで構成する。基本報酬は月次で支給するものとし、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。各取締役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額250百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（内、社外取締役1名）です。

また当該金銭報酬とは別枠で、2022年3月29日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（内、社外取締役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等の額について、代表取締役社長（現会長）村上恒夫が作成した草案をもとに、指名・報酬委員会は役位に応じて設定した報酬テーブル及び株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において個人別報酬案を決定しております。指名・報酬委員会は、取締役会に対し個人別報酬総額の原案につき答申を行い、社外取締役が出席する取締役会で答申内容を踏まえ個人別報酬の決定について代表取締役社長東直樹に一任することを決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。なお、代表取締役社長東直樹は基本報酬額の決定にあたり、指名・報酬委員会で決定された個人別報酬案を採用しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、譲渡制限付株式報酬の個人別の割当株式数は、「株式報酬規程」に基づき取締役会にて決定しております。

また監査等委員である取締役の個別の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等に応じた固定報酬テーブルに基づき指名・報酬委員会が決定した個人別報酬総額の原案及び株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	184 (15)	165 (15)	— (—)	19 (—)	11 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14 (14)	14 (14)	— (—)	— (—)	4 (4)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役 (監査等委員を除く) は11名 (うち社外取締役3名)、取締役 (監査等委員) は3名 (うち社外取締役3名) であります。
取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役2名 (うち社外取締役2名) を含めており、また無報酬の取締役1名を含めておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,467	流動負債	5,185
現金及び預金	2,141	買掛金	1,050
売掛金	2,590	短期借入金	1,850
契約資産	2,087	1年内返済予定長期借入金	368
電子記録債権	60	リース債務	3
リース債権及びリース投資資産	400	未払法人税等	423
商品	277	契約負債	434
仕掛品	415	賞与引当金	87
原材料及び貯蔵品	22	受注損失引当金	6
その他	470	その他	960
貸倒引当金	△0	固定負債	1,462
固定資産	7,323	長期借入金	1,345
有形固定資産	3,752	リース債務	9
建物及び構築物	1,009	繰延税金負債	23
土地	2,102	資産除去債務	74
建設仮勘定	36	その他	10
その他	604		
無形固定資産	2,401	負債の部合計	6,648
のれん	455		
ソフトウェア	1,296	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	572	科目	金額
その他	78	株主資本	9,024
投資その他の資産	1,169	資本金	895
投資有価証券	14	資本剰余金	2,194
繰延税金資産	430	利益剰余金	6,402
その他	725	自己株式	△467
貸倒引当金	△1	新株予約権	118
資産の部合計	15,791	純資産の部合計	9,143
		負債及び純資産の部合計	15,791

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

〔2025年1月1日から
2025年12月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		18,136
売上原価		12,238
売上総利益		5,898
販売費及び一般管理費		4,052
営業利益		1,846
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	0	
受取手数料	5	
不動産賃貸料	14	
助成金収入	5	
受取報奨金	7	
その他	12	48
営業外費用		
支払利息	26	
不動産賃貸原価	4	
その他	5	36
経常利益		1,857
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	13	13
税金等調整前当期純利益		1,845
法人税、住民税及び事業税	617	
法人税等調整額	△75	541
当期純利益		1,303
親会社株主に帰属する当期純利益		1,303

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,924	流動負債	4,171
現金及び預金	575	買掛金	872
電子記録債権	60	短期借入金	1,700
売掛金	1,682	1年内返済予定長期借入金	354
契約資産	1,661	未払金	249
商品	273	未払費用	199
仕掛品	194	未払法人税等	249
原材料及び貯蔵品	22	契約負債	320
前払費用	311	預り金	128
1年内回収予定関係会社長期貸付金	50	前受収益	7
その他	93	賞与引当金	53
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	0
固定資産	10,119	その他	36
有形固定資産	3,284	固定負債	1,356
建物	832	長期借入金	1,289
構築物	23	資産除去債務	64
機械装置	0	その他	2
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	392		
土地	2,008		
リース資産	3		
建設仮勘定	23		
無形固定資産	1,793		
ソフトウェア	1,260		
ソフトウェア仮勘定	533		
投資その他の資産	5,041		
投資有価証券	14		
関係会社株式	2,968		
出資金	0		
関係会社長期貸付金	1,200		
破産更生債権等	1		
長期前払費用	460		
繰延税金資産	227		
その他	170		
貸倒引当金	△1		
資産の部合計	15,044	負債の部合計	5,527
		純資産の部	
		科 目	金 額
		株主資本	9,398
		資本金	895
		資本剰余金	2,194
		資本準備金	2,192
		その他資本剰余金	2
		利益剰余金	6,775
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	6,768
		別途積立金	190
		繰越利益剰余金	6,578
		自己株式	△467
		新株予約権	118
		純資産の部合計	9,516
		負債及び純資産の部合計	15,044

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

〔2025年1月1日から
2025年12月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		13,511
売上原価		9,353
売上総利益		4,158
販売費及び一般管理費		2,981
営業利益		1,176
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	0	
不動産賃貸料	14	
経営指導料	14	
受取報奨金	7	
その他	11	61
営業外費用		
支払利息	23	
不動産賃貸原価	4	
その他	0	28
経常利益		1,208
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	10	10
税引前当期純利益		1,199
法人税、住民税及び事業税	365	
法人税等調整額	△12	353
当期純利益		845

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤	英哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山岸	康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーリンクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須藤 英哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山岸 康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社サイバーリンクス 監査等委員会

社外取締役 監査等委員 森 本 鉄 平

社外取締役 監査等委員 山 崎 和 典

社外取締役 監査等委員 宮 内 宏

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山市友田町五丁目18番地

ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグラン

TEL 073-425-3333 (代表)

